

答申書

第1 松山市文書法制審議会の結論

処分庁松山市長（以下「処分庁」という。）による住民票の写しの不交付決定に対し、審査請求人が平成30年3月27日に提起した審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、行政手続の是正を求める請求を却下し、住民票の写しの不交付決定の取消し及び住民票の写しの交付を求める請求のうち、以下の①の部分の請求を却下し、②の部分の請求を棄却するとの審査庁の判断は、妥当である。

①住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）

第12条の3第1項に規定する基礎証明事項（以下「基礎証明事項」という。）のみが表示された住民票の不交付決定の取消し及び同写しの交付を求める部分

②基礎証明事項のほか、住基法第7条第4号及び第5号の事項が表示された住民票の写しに係る部分

第2 事案の概要

1 審査請求人は、平成30年3月26日、処分庁に対し、使用目的を「訴状のため松山地裁へ提出」と記載した住民票・戸籍等交付請求書（以下「本件請求書」という。）を提出して、交通事故の相手方（以下「申出対象者」という。）の住民票の写しの交付の申出（以下「本件申出」という。）をした。

審査請求人が本件請求書で交付の申出をしたのは、基礎証明事項のほか、住基法第7条第4号及び第5号の事項の表示（以下「本籍及び続柄の表示」という。）がされた住民票の写しであった。

2 処分庁は、本件申出に係る住民票の写しを審査請求人に対し交付しない決定（以下「本件処分」という。）をし、審査請求人にその旨を口頭で通知した。

なお、本件処分の際、処分庁は、審査請求人に対し教示をしなかった。

また、審査請求人が本件処分の理由を書面で明らかにするよう処分庁に求めたが、処分庁は書面で明らかにしなかった。

3 審査請求人は、平成30年3月27日、同日付け審査請求書にて、①本件処分の取消し、②申出対象者の住民票の写しの交付及び③行政事務手続の是正を求める審査請求をした。

4 なお、審査請求人からの住民票の写しの交付の申出は、1時間程度の間隔を置いて2回なされているが、審査請求人及び処分庁は、これらの申出を一体のものと捉え、その一体のものとしてなされた申出に対する不交付決定が本件処分であると理解している。

5 審査請求人は、本件処分後の平成30年4月17日午後2時頃、松山市役所〇〇支所において、処分庁に対し、申出対象者の住民票の写し（ただし、基礎証明事項のみのももの）の交付の申出をし、処分庁は、当該住民票の写しを審査請求人に交付した。

また、同日午後5時頃、審査請求人は、松山市役所市民課証明発行窓口において、処分庁に対し、申出対象者の住民票の写し（ただし、基礎証明事項のみのももの）の交付の申出をし、処分庁は、当該住民票の写しを審査請求人に交付した。

第3 関係法令

1 基礎証明事項以外の事項が表示された住民票の写しの交付の申出

住基法第12条の3第1項又は第2項の申出をする者は、住民票の写しの利用の目的を達成するため、基礎証明事項のほか基礎証明事項以外の事項（同法第7条第8号の2及び第13号に掲げる事項を除く。以下同じ。）の全部又は一部が表示された住民票の写しが必要である場合には、申出をする際に、その旨を申し出ることができ（同法第12条の3第7項）、市町村長は、当該申出を相当と認めるときは、基礎証明事項以外の事項の全部又は一部が表示された住民票の写しを交付することができる（同条第8項）。

2 不服申立てをすべき行政庁等の教示

行政庁は、審査請求等の不服申立てをすることができる処分をする場合には、処分の相手方に対し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭とする場合は、この限りではない（行審法第82条第1項）。

また、行政庁は、利害関係人から、当該処分が不服申立てをすることができる処分であるかどうか並びに当該処分が不服申立てをすることができるものである場合における不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間につき教示を求められたときは、当該事項を教示しなければならない（同条第2項）、書面による教示を求められたときは、当該教示を書面でしなければならない（同条第3項）。

3 行政手続法の適用除外

住基法の規定により市町村長がする処分については、行政手続法（平成5年法律第88号。以下「行手法」という。）第二章及び第三章の規定の適用はない（住基法第31条の2（令和元年法律第16号による改正後の第32条。以下同じ。））。

第4 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 本件申出の相当性

審査請求人は、申出対象者に対し交通事故による損害賠償請求をするため、訴状を作成する必要があると、訴状には、訴状がほぼ確実に届く申出対象者の住所を記載する必要がある（理由①）。

審査請求人は、訴訟準備・提訴から判決後の強制執行までを視野に入れ、申出対象者の所在だけでなく、申出対象者の相続関係者の有無及びその所在を確認することも目的としていた（理由②）。

住基法第7条第5号の事項の表示（「本籍の表示」）があれば、申出対象者に転居等が生じていた場合、戸籍の附票を取得することにより現住所の確認が容易になる。また、戸籍の附票を取得する場合、筆頭者氏名を事前に確認しておく必要があるため、同条第4号の事項の表

示（「続柄の表示」）も必要である（理由③）。

しかし、処分庁は、本件請求書の受取を拒否し、審査請求人の申請権を違法に侵害した。

住基法第12条の3第7項に基づいているにもかかわらず、本件処分をした処分庁には裁量権の濫用があり、違法である。

審査請求人は、処分庁に対し、訴訟準備ならびに訴訟を包括する意味で、住民票の写しの利用目的が訴訟であることを最初から処分庁に提示していたのであり、利用目的を達成する上で必要とはいえないとの処分庁の拒絶理由は合理性を欠き、不当である。

(2) 裁判所への問合せ

本件処分の際、処分庁の担当職員は、裁判所へ問い合わせたところ、古い住所でも訴状を出せるとのことなので古い住所で訴状を出せばよいというような趣旨の説明を審査請求人に行い、それを本件処分の理由として挙げていたが、審査請求人と同様の事例について裁判所に問合せをしたとは考え難い。

処分庁が主張するような裁判所とのやり取りはなく、そうすると、処分庁は、誤った認識・理解の下で、誤った業務を行っているということになり、これは違法である。

処分庁は、問合せをしたことを裏付ける証拠も提出しておらず、処分庁が主張するような裁判所とのやり取りはあり得ないので、処分庁が裁判所に問い合わせた事実はない。処分庁は、審査請求人の説明も正しく理解しておらず、誤った理解により誤った違法な判断がなされたと推認できるので、本件処分も当然に違法である。

(3) 教示の要否等

行審法第82条第1項ただし書は、書面によることを減免しているにすぎず、教示する義務そのものまでは免除していない。

教示については、求めがなくとも、法の定めるとおり教示する必要がある、それをしないのは違法である。

(4) その他の主張

処分庁の職員には、職務怠慢及び上司に事実無根の虚偽の報告をし

た業務不良があった。

また、上記職員から報告を受けた上司には、部下の報告内容に容易に不審が認められるにもかかわらず確認・点検せずうのみにした事実があり、その結果、問題を複雑にし、解決を困難にした業務不良があった。

(5) 結論

以上から、①本件処分の取消し、②申出対象者の住民票の写しの交付及び③誤った行政事務手続の是正を求める。

2 処分庁の主張

(1) 本件申出の相当性

ア 判断の基準

基礎証明事項のほか基礎証明事項以外の事項が表示された住民票の写しの交付の申出があった場合には、住基法第12条の3第8項の規定により、当該申出が相当と認められるかについて判断しなければならないが、個人のプライバシーの侵害など不当な目的の利用を防ぐためには、当該申出があった事項のうちどこまでが利用の目的を達成する上で真に必要なか、また、当該申出の理由のために住民票の写し等を交付することが社会通念上適当であるか等を総合的に検討し、判断しなければならないと解される。

そして、住民票の写しを交付することが社会通念上適当であるか等を総合的に検討し、判断する指標として、「住民基本台帳事務処理要領について（昭和42年10月4日法務省民事甲第2671号・保発第39号・庁保発第22号・42食糧業第2668号（需給）・自治振第150号法務省民事局長・厚生省保険局長・社会保険庁年金保険部長・食糧庁長官・自治省行政局長から各都道府県知事あて通知）」（以下「事務処理要領」という。）が発出されている。これによれば、住民票の写しについて、具体的な利用の目的を明らかにさせ、当該目的を達成するため、住民票コード及び個人番号以外のその他の事項が必要である旨、特に申出があった場合には、申出の内容を厳格に審査の上、適当と認めるときは、これらの事項を

表示できるとされている。

以上を踏まえて検討し、申出のあった事項のうち一部について相当性が認められないと判断した場合には、当該申出を拒否することになる。

イ 本件への当てはめ

民事訴訟規則(平成8年最高裁判所規則第5号)第2条第1項は、訴状に、基礎証明事項である当事者の氏名及び住所の記載をすることを求めているが、基礎証明事項以外の事項の記載を求めている。したがって、訴状を提出するという審査請求人の利用の目的を達成するためには基礎証明事項の記載で足り、申出対象者について本籍及び続柄の表示までが利用の目的を達成する上で真に必要であるとはいえない。

また、審査請求人は、申出対象者が損害賠償請求に応じなかったときのために申出対象者の家族構成を調べるためとの理由も挙げていたが、本籍及び続柄の表示の必要性について合理的な理由とはいえず、申出に応じるべき特段の事情も見受けられない。

ウ 以上から、本件申出については、住基法第12条の3第8項に規定する相当性が認められないので、本件処分は適法である。

(2) 裁判所への問合せ

処分庁の担当職員の発言は本件処分の理由とは何ら関わりがない。

以前に松山地方裁判所に電話で照会したところ、訴状提出時に必ずしもその時点の被告の住所を記載する必要はなく、訴状に住民票の写しの添付を義務付けているわけでもなく、訴状提出後に必要がある場合は指示する旨の回答があったため、担当職員は、その概要を審査請求人に伝えたにすぎず、審査請求人の申出を拒絶する意味で伝えたものではない。

(3) 教示の要否等

行審法第82条第1項による教示の義務は、処分を口頭で行う場合は、同項ただし書によりその適用を除外されている。

処分庁は、審査請求人に対し、本件処分の理由を口頭で説明した。

そして、行手法第二章は、申請に対する処分に関し、審査基準、理由の提示、公聴会等の開催等の手続を定めているが、住基法第31条の2は、住基法の規定により市町村長がする処分について、同章の規定の適用を除外している。

本件処分は口頭で行われており、審査請求人から本件処分についての教示を求められたこともないため、教示すること及び本件処分の理由を文書で示すことについて義務はなく、本件処分に違法又は不当な点はない。

(4) 結論

以上のとおり、本件処分には何ら違法性はなく、適正であり、また、本件処分については取消しの理由がない。

第5 審理員意見書の要旨

1 意見

本件審査請求のうち、以下の①及び②の部分を却下し、その余の部分を棄却するのが相当である。

① 行政事務手続の是正を求める部分

② 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）第12条の3第1項に規定する基礎証明事項（以下「基礎証明事項」という。）のみが表示された住民票の写しの交付を受ける限度で住民票の写しの不交付決定の取消し及び住民票の写しの交付を求める部分

2 理由

(1) 本件審査請求の適法性

ア 行政事務手続の是正を求める点

本件審査請求において、審査請求人は、本件処分を取り消し、申出対象者の住民票の写しを交付することを求めることに加え、行政事務手続の是正を求めている。

審査請求人によれば、具体的には、処分庁の職員に、申請者が持つ目的や法令への理解等について研さん不良が生じているので、適正にするため、研修及び検査を通じ、職務遂行に必要な事務水

準が具備されていることを確認し、行政事務手続が適正かつ適法となるよう必要な措置を講じることを求める趣旨とのことである。

しかし、行審法に基づく審査請求は、行政庁の処分の違法又は不当を理由として当該処分の取消し等を求めて争う（行審法第2条、第46条及び第47条）、又は法令に基づく申請に対して何らの処分もしないときに、その違法又は不当の宣言等を求めて争う（行審法第3条及び第49条）制度である。

審査請求人が本件審査請求において行政事務手続の是正として求めるものは、これらのいずれにも該当せず、行審法の許容しない審査請求であるので、本件審査請求のうち、行政事務手続の是正を求める部分については不適法である。

イ 基礎証明事項のみが表示された住民票の写しの交付を求める点

前記第2の5のとおり、審査請求人は、本件処分後の平成30年4月17日に、松山市役所〇〇支所及び松山市役所市民課証明発行窓口において、処分庁から、申出対象者の住民票の写し（ただし、基礎証明事項のみのも）の交付を受けている。

その一方で、本件審査請求において、審査請求人は、最悪の場合でも基礎証明事項のみ表示されている住民票の写しであれば差し支えないとも主張していることから、当職から審査請求人に対し、本件審査請求において基礎証明事項のみ表示された住民票の写しの交付は求めていないと理解してよいか質問したところ、審査請求人から「否」との回答があったので、この点について検討する。

行審法に基づき行政庁の処分に対し不服申立てをすることができる者は、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれがあり、その取消等によってこれを回復すべき法律上の利益を有する者に限られる。

ところが、上記のとおり、審査請求人は、本件処分後に、既に基礎証明事項のみが表示された申出対象者の住民票の写しの交付を受けていることから、基礎証明事項のみが表示された住民票の写しの交付を受ける限度で本件処分が取り消されたとしても、審査請求

人には、これにより回復すべき法律上の利益がない。

したがって、本件審査請求のうち、基礎証明事項のみが表示された住民票の写しの交付を受ける限度で住民票の写しの不交付決定の取消し及び住民票の写しの交付を求める部分については不適法である。

ウ 小括

以上のとおり、本件審査請求のうち、①行政事務手続の是正を求める部分並びに②基礎証明事項のみが表示された住民票の写しの交付を受ける限度で住民票の写しの不交付決定の取消し及び住民票の写しの交付を求める部分については不適法であるので、以下では、その余の部分について検討する。

(2) 本件処分について

ア 本件申出の相当性

(ア) 判断の基準

市町村長は、基礎証明事項のほか基礎証明事項以外の事項が表示された住民票の写しの交付の申出があった場合、住基法第12条の3第8項の規定により、当該申出が相当と認められなければ当該申出を拒否することになるが、当該申出が相当と認められるかについて判断するに当たっては、個人のプライバシーの侵害など不当な目的の利用を防ぐため、当該申出があった事項のうちどこまでが利用の目的を達成する上で真に必要なか、また、当該申出の理由のために住民票の写し等を交付することが社会通念上適当であるか等を総合的に検討し、判断すべきものと解する。また、その際には、事務処理要領にあるように、申出の内容を厳格に審査する必要があると解する。

(イ) 本件への当てはめ

審査請求人は、本籍及び続柄の表示、すなわち基礎証明事項以外の事項の表示が必要である事情として、前記第4の1(1)のとおり、理由①から理由③までを挙げているので、これらについて順に検討する。

まず、理由①は、申出対象者を被告とする訴状に申出対象者の住所を記載する必要があるというものであるが、申出対象者の本籍及び続柄の表示を必要とする理由とはなっていない。

理由②については、判決後の強制執行までを視野に入れ、被告となる申出対象者について相続関係者の有無及び所在を確認する目的があるというものであるが、相続が発生していない段階で、申出対象者の潜在的な法定相続人が審査請求人に対し債務を負うことはない。したがって、審査請求人が申出対象者の潜在的な法定相続人の有無やその所在を確認することに合理的な理由はなく、そのような事情の下で、審査請求人に対し、第三者である申出対象者の本籍及び続柄の表示がされた住民票の写しを交付することは社会通念上適当でない。

理由③については、申出対象者に転居等が生じていた場合に、戸籍の附票を取得することにより現住所の確認が容易になるというものであるが、本件では、そもそも申出対象者に転居が生じていることをうかがわせる事情はない。また、基礎証明事項のみが表示された住民票の写しの交付を受けるだけでは申出対象者の現住所（転居先）が判明しないというような事情もない。そのような事情の下では、申出対象者の戸籍の附票を取得することに合理的な理由はなく、申出対象者に転居等が生じていた場合に備えて、あらかじめ審査請求人に対し、第三者である申出対象者の本籍及び続柄の表示がされた住民票の写しを交付することは社会通念上適当でない。

(ウ) したがって、本件申出について住基法第12条の3第8項に規定する相当性が認められないとして本件申出に係る住民票の写しを交付しないこととした処分庁の判断に違法又は不当な点はない。

なお、審査請求人は、処分庁が本件請求書の受取を拒否し、審査請求人の申請権を侵害したとも主張しているが、審査請求人の本件申出に対し本件処分がなされ、処分庁は審査請求人の申出に

対応しているのであるから、審査請求人の申請権が侵害された事実は認められない。

イ 裁判所への問合せ

審査請求人は、処分庁が主張するような裁判所とのやり取りはなく、処分庁は、誤った認識・理解の下で誤った業務を行っており、これは違法であると主張する。また、審査請求人は、処分庁が裁判所に問合せをした事実はなく、処分庁は審査請求人の説明を正しく理解していないので、誤った理解により誤った違法な判断がなされたと推認できるとも主張している。

しかし、処分庁が裁判所に問合せをしたことを疑うべき事情は認められない。また、裁判所に問合せをしたとされる事項は、訴状に記載すべき被告の住所と訴状への住民票の写しの添付の要否であり、問合せの内容や問合せの有無によって、本籍及び続柄の表示が問題となっている本件処分の適法性や当・不当が左右されることもない。そして、審査請求人に対し申出対象者の本籍及び続柄の表示がされた住民票の写しを交付することが社会通念上適当でないことは既に述べたとおりであり、誤った認識や理解により処分庁の判断がなされた事情も認められない。

ウ 教示の要否等

審査請求人は、教示について、行審法第82条第1項ただし書は、書面によることを減免しているにすぎず、教示する義務そのものまでは免除していないと主張するが、行審法第82条第1項ただし書に該当する場合には、行政庁に教示の義務はなく、処分が口頭でなされた本件では、同項ただし書に該当し、処分庁に同項本文の教示義務はない。

また、審査請求人が処分庁に対し教示を求めた事実は認められないため、処分庁に同条第2項の教示義務もない。

したがって、処分庁が教示をしなかったことに違法又は不当な点はない（なお、たとえ処分庁に教示義務があり、かつ、当該教示義務を怠ったとしても、本件処分を取り消す理由にはならないと解さ

れる。)

処分庁が審査請求人に対し本件処分の理由を書面で明らかにしなかった点についても、住基法第31条の2の規定により、本件処分について行手法第二章の規定の適用はなく、処分庁には本件処分の理由を書面で提示する義務がないので、違法又は不当な点はない。

エ 審査請求人のその他の主張

審査請求人は、処分庁の職員らに職務怠慢あるいは業務不良があったと主張するが、本件処分の適法性や当・不当を左右するような、すなわち本件審査請求に対する結論を左右するような職務怠慢あるいは業務不良は認められない。

オ 小括

以上のほか、本件審査請求に提出された一切の書面及び資料並びに口頭意見陳述の聴取結果に照らしても、本件処分に違法又は不当な点はなく、本件処分を取り消す理由はない。

(3) 結論

以上のとおりであるから、本件審査請求のうち、①行政事務手続の是正を求める部分並びに②基礎証明事項のみが表示された住民票の写しの交付を受ける限度で住民票の写しの不交付決定の取消し及び住民票の写しの交付を求める部分については不適法であるので行審法第45条第1項の規定に基づき却下し、その余の部分については理由がないので同条第2項の規定に基づき棄却するのが相当である。

第6 諮問に係る審査庁の判断

審理員意見書の判断は妥当であり、本件審査請求は、本件審査請求のうち、①行政事務手続の是正を求める部分及び②住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条の3第1項に規定する基礎証明事項のみが表示された住民票の写しの交付を受ける限度で住民票の写しの不交付決定の取消し及び住民票の写しの交付を求める部分を却下し、その余の部分棄却するのが相当である。

第7 当審議会の判断

1 争点

(1) 本件審査請求の適法性について

ア 誤った行政事務手続の是正を求める点について、適法な審査請求といえるか。

イ 基礎証明事項のみが表示された住民票の写しの不交付決定の取消しを求める点について、審査請求人に回復すべき法律上の利益があるか。

(2) 本件処分について

ア 本件申出について、住基法第12条の3第8項に規定する相当性が認められないとして本件申出に係る住民票の写しを交付しないこととした処分庁の判断に違法又は不当な点が認められるか。

(ア) 理由①（申出対象者を被告とする訴状に住所を記載する必要がある）について

(イ) 理由②（強制執行までを視野に入れ、申出対象者の相続関係者の有無及び所在確認の目的がある）について

(ウ) 理由③（申出対象者に転居等が生じていた場合、戸籍の附票を取得することで現住所の確認が容易になる）について

イ 上記ア以外で本件処分に違法又は不当な点が認められるか。

(ア) 裁判所への問合せについて

(イ) 教示の要否等について

(ウ) 審査請求人のその他の主張について

2 争点についての判断

(1) 関係法令の定め

関係法令の定めは、上記第3に記載のとおりである。

(2) 本件審査請求の適法性

ア 行政事務手続の是正を求める点

本件審査請求において、審査請求人は、本件処分を取り消し、申出対象者の住民票の写しを交付することを求めることに加え、行政事務手続の是正を求めている。

審査請求人によれば、処分庁の職員は、目的及び法令の理解等について研さん不良が生じているとの印象を審査請求人が抱いていることから、適正にするため、研修及び検査を通じ、職務遂行に必要な事務水準が具備されていることを確認し、行政事務手続が適正かつ適法となるよう必要な措置を講じることを求める趣旨とのことである。

しかし、行審法に基づく審査請求は、行政庁の処分の違法又は不当を理由として当該処分の取消し等を求めて争う（行審法第2条、第46条及び第47条）、又は法令に基づく申請に対して何らの処分もしないときに、その違法又は不当の宣言等を求めて争う（行審法第3条及び第49条）制度である。

審査請求人が本件審査請求において行政事務手続の是正として求めるものは、これらのいずれにも該当せず、行審法の許容しない審査請求であるので、本件審査請求のうち、行政事務手続の是正を求める部分については不適法である。

イ 基礎証明事項のみが表示された住民票の写しの交付を求める点

前記第2の5のとおり、審査請求人は、本件処分後の平成30年4月17日に、松山市役所〇〇支所及び松山市役所市民課証明発行窓口において、処分庁から、申出対象者の住民票の写し（ただし、基礎証明事項のみのも）の交付を受けている。

その一方で、本件審査請求において、審査請求人は、最悪の場合でも基礎証明事項のみ表示されている住民票の写しであれば差し支えないとも主張していることから、当職から審査請求人に対し、本件審査請求において基礎証明事項のみ表示された住民票の写しの交付は求めていないと理解してよいか質問したところ、審査請求人から「否」との回答があったので、この点について検討する。

行審法に基づき行政庁の処分に対し不服申立てをすることができる者は、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれがあり、その取消等によってこれを回復すべき法律上の利益を有する者に限られる。

ところが、上記のとおり、審査請求人は、本件処分後に、既に基礎証明事項のみが表示された申出対象者の住民票の写しの交付を受けていることから、基礎証明事項のみが表示された住民票の写しの交付を受ける限度で本件処分が取り消されたとしても、審査請求人には、これにより回復すべき法律上の利益がない。

したがって、本件審査請求のうち、基礎証明事項のみが表示された住民票の写しの交付を受ける限度で住民票の写しの不交付決定の取消し及び住民票の写しの交付を求める部分については不適法である。

ウ 小括

以上のとおり、本件審査請求のうち、①行政事務手続の是正を求める部分並びに②基礎証明事項のみが表示された住民票の写しの不交付決定の取消し及び同写しの交付を求める部分については不適法である。

(3) 本件処分についての検討

ア 本件申出の相当性

(ア) 判断の基準

市町村長は、基礎証明事項のほか基礎証明事項以外の事項が表示された住民票の写しの交付の申出があった場合、住基法第12条の3第8項の規定により、当該申出が相当と認められなければ当該申出を拒否することになるが、当該申出が相当と認められるかについて判断するに当たっては、個人のプライバシーの侵害など不当な目的の利用を防ぐため、当該申出があった事項のうちどこまでが利用の目的を達成する上で真に必要なか、また、当該申出の理由のために住民票の写し等を交付することが社会通念上適当であるか等を総合的に検討し、判断すべきものと解する。また、その際には、事務処理要領にあるように、申出の内容を厳格に審査する必要があると解する。

(イ) 本件への当てはめ

審査請求人は、本籍及び続柄の表示、すなわち基礎証明事項以

外の事項の表示が必要である事情として、前記第4の1(1)のとおり、理由①から理由③までを挙げているので、これらについて順に検討する。

まず、理由①は、申出対象者を被告とする訴状に申出対象者の住所を記載する必要があるというものであるが、申出対象者の本籍及び続柄の表示を必要とする理由とはなっていない。

理由②については、判決後の強制執行までを視野に入れ、被告となる申出対象者について相続関係者の有無及び所在を確認する目的があるというものであるが、相続が発生していない段階で、申出対象者の潜在的な法定相続人が審査請求人に対し債務を負うことはない。したがって、審査請求人が申出対象者の潜在的な法定相続人の有無やその所在を確認することに合理的な理由はなく、そのような事情の下で、審査請求人に対し、第三者である申出対象者の本籍及び続柄の表示がされた住民票の写しを交付することは社会通念上適当でない。

理由③については、申出対象者に転居等が生じていた場合に、戸籍の附票を取得することにより現住所の確認が容易になるというものであるが、本件では、そもそも申出対象者に転居が生じていることをうかがわせる事情はない。また、基礎証明事項のみが表示された住民票の写しの交付を受けるだけでは申出対象者の現住所（転居先）が判明しないというような事情もない。そのような事情の下では、申出対象者の戸籍の附票を取得することに合理的な理由はなく、申出対象者に転居等が生じていた場合に備えて、あらかじめ審査請求人に対し、第三者である申出対象者の本籍及び続柄の表示がされた住民票の写しを交付することは社会通念上適当でない。

(ウ) したがって、本件申出について住基法第12条の3第8項に規定する相当性が認められないとして本件申出に係る住民票の写しを交付しないこととした処分庁の判断に違法又は不当な点はない。

なお、審査請求人は、処分庁が本件請求書の受取を拒否し、審査請求人の申請権を侵害したとも主張しているが、審査請求人の本件申出に対し本件処分がなされ、処分庁は審査請求人の申出に対応しているのであるから、審査請求人の申請権が侵害された事実は認められない。

イ 裁判所への問合せ

審査請求人は、処分庁が主張するような裁判所とのやり取りはなく、処分庁は、誤った認識・理解の下で誤った業務を行っており、これは違法であると主張する。また、審査請求人は、処分庁が裁判所に問合せをした事実はなく、処分庁は審査請求人の説明を正しく理解していないので、誤った理解により誤った違法な判断がなされたと推認できるとも主張している。

しかし、処分庁が裁判所に問合せをしたことを疑うべき事情は認められない。また、裁判所に問合せをしたとされる事項は、訴状に記載すべき被告の住所と訴状への住民票の写しの添付の要否であり、問合せの内容や問合せの有無によって、本籍及び続柄の表示が問題となっている本件処分の適法性や当・不当が左右されることもない。そして、審査請求人に対し申出対象者の本籍及び続柄の表示がされた住民票の写しを交付することが社会通念上適当でないことは既に述べたとおりであり、誤った認識や理解により処分庁の判断がなされた事情も認められない。

ウ 教示の要否等

審査請求人は、教示について、行審法第82条第1項ただし書は、書面によることを減免しているにすぎず、教示する義務そのものまでは免除していないと主張するが、行審法第82条第1項ただし書に該当する場合には、行政庁に教示の義務はなく、処分が口頭でなされた本件では、同項ただし書に該当し、処分庁に同項本文の教示義務はない。

また、審査請求人が処分庁に対し教示を求めた事実は認められないため、処分庁に同条第2項の教示義務もない。

したがって、処分庁が教示をしなかったことに違法又は不当な点はない。なお、たとえ処分庁に教示義務があり、かつ、当該教示義務を怠ったとしても、本件処分を取り消す理由にはならないと解される。

処分庁が審査請求人に対し本件処分の理由を書面で明らかにしなかった点についても、住基法第31条の2の規定により、本件処分について行手法第二章の規定の適用はなく、処分庁には本件処分の理由を書面で提示する義務がないので、違法又は不当な点はない。

エ 審査請求人のその他の主張

審査請求人は、処分庁の職員らに職務怠慢あるいは業務不良があったと主張するが、本件処分の適法性や当・不当を左右するような、すなわち本件審査請求に対する結論を左右するような職務怠慢あるいは業務不良は認められない。

オ 小括

以上のほか、本件審査請求に提出された一切の書面及び資料並びに口頭意見陳述の聴取結果に照らしても、本件処分に違法又は不当な点はなく、本件処分を取り消す理由はない。

3 審理員による審理手続について

本件審査請求に係る審理員が行った審理手続は、行審法の規定に従い、処分庁及び審査請求人の双方に書面の提出依頼をするなど適正に行われているほか、審査請求人の申出に基づき、口頭意見陳述の機会が認められている。審理員意見書は、審査関係人の意見を十分聴取した上で作成されたものであり、審理手続は適正に行われたものと認められる。

4 結論

以上のことから、当審議会は、以下結論のとおり、審査庁の判断は、妥当であると判断する。

本件審査請求について、行政手続の是正を求める請求を却下し、住民票の写しの不交付決定の取消し及び住民票の写しの交付を求める請求のうち、以下の①の部分の請求を却下し、②の部分の請求を棄却する。

①住民基本台帳法第12条の3第1項に規定する基礎証明事項のみが

表示された住民票の不交付決定の取消し及び同写しの交付を求める部分

②基礎証明事項のほか、住基法第7条第4号及び第5号の事項が表示された住民票の写しに係る部分

よって、「第1 松山市文書法制審議会の結論」のとおり答申する。

第8 付言

当審議会の答申は以上のとおりであるが、次のとおり付言する。

本件処分では、裁判所への問合せ結果を本件処分の理由に含むかどうかについて、処分庁と審査請求人とで認識の相違があると認められることから、処分庁としては、審査請求人の理解が得られるよう、本件処分の理由を丁寧かつ具体的で分かりやすく説明する必要があると思料される。

この点については、処分庁の窓口対応の更なる改善による市民の利便性と満足度の向上が望まれる。

第9 審議の経過

年月日	経過
令和3年 1月29日	諮問書の受理
令和3年 3月 2日	第1回審議
令和3年 3月24日	第2回審議
令和3年 4月16日	答申

(本件審議を処理した委員の氏名)

松山市文書法制審議会行政不服審査分科会

委員 倉澤 生雄

同 兼平 裕子

同 真木 啓明